

取締役になつて「なくとも社長に就任できるよう、定款を変更する企業が相次いでいる。定時株主総会で取締役に選任されるまでの間、「社長執行役員」による例もある。企業統治改革で取締役の数が減り、その中から後継者を見いだるのが難しくなっている」とも一因だ。ただ会社法が取締役に求める法的責任をどう負うかなど課題もある。

6月22日、京都市内で開いたオムロンの株主総会。同社は「取締役会は、執行役員の中から社長を選ぶ」と同様に、従来は取締役社長などを選ぶとしていた監督と執行の機能分離を進めるとして、取締役会議長を務める会長を選ぶのは難しくなった」と変更している。

考え方ではなく、人材の登用を柔軟にする狙いがある」と語る。「経営の長期ビジョンを掲げて実現していく自動車など似た趣旨の定款変更を提案し、承認され永竜夫氏が執行役員から32年間執行役員は「代表取締役と社長の分離を長く続け業務執行取締役から後継者マツ、三井化学などが定款

取締役でなくとも…

社長就任しやすく

取締役でない職位から社長に就任した主な例

三井物産・安永竜夫社長

(執行役員から15年4月就任。同6月に代表取締役)

電通・山本敏博社長

(執行役員から17年1月就任。同3月に代表取締役)

ユニー・ファミリーマートホールディングス・高柳浩二社長

(伊藤忠商事の取締役副社長から17年3月にユニー・ファミリーマートHDの社長執行役員に就任。同5月に代表取締役)

取締役でなくとも社長に就任できるよう定款を変更した主な企業

オムロン、住友商事、豊田通商、三菱自動車、日本航空、丸紅、三井化学、日本たばこ産業（JT）、伊藤忠商事、コマツ、三井造船、三井物産

総会で定款変更相次ぐ

抜き易く／法的責任に課題

14年6月の株主総会で執行役員の規定を定款に明記し、その中から社長を選べるように変更していた。企業統治論に詳しい倉橋雄作弁護士は「取締役会の監督機能強化が進む中で業界に昇任していい例が出やすくなつた」と話す。

例えば3月期決算企業なら、取締役を選任する株主総会は6月が多い。社長は取締役から選ぶと定款で定める企業では、候補者が取締役になつていなければ、総会で取締役に選ばれまるで社長交代ができない。

会社法では、指名委員会等設置会社になれば取締役会決議だけで社長などを執行役を選び、代表権も与えられる。ただ国内上場企業の大半を占める監査役会設置会社では、候補者を抜き易くなる懸念もある。

そのため、倉橋弁護士は「経営のリーダーシップに空白を生まないようにする目的で新体制で新年度をスタートさせるには、執行役員

(田中浩司)